

平成 19 年第 4 回にかほ市議会定例会会議録（第 1 号）

1、平成 19 年 6 月 5 日第 4 回にかほ市議会定例会がにかほ市役所象潟庁舎議場に招集された。

1、招集議員は次のとおりである。

1 番	飯 尾 善 紀	2 番	佐々木 正 勝
3 番	市 川 雄 次	4 番	池 田 好 隆
5 番	宮 崎 信 一	6 番	佐 藤 文 昭
7 番	佐々木 正 明	8 番	小 川 正 文
9 番	伊 藤 知	10 番	加 藤 照 美
11 番	佐々木 弘 志	12 番	村 上 次 郎
13 番	菊 地 衛	14 番	佐々木 清 勝
15 番	榊 原 均	16 番	竹 内 賢
17 番	佐 藤 元	18 番	斎 藤 修 市
19 番	佐々木 平 嗣	20 番	池 田 甚 一
21 番	本 藤 敏 夫	22 番	佐々木 正 己
23 番	山 田 明	24 番	竹 内 睦 夫

1、本日の出席議員（ 24 名 ）

1 番	飯 尾 善 紀	2 番	佐々木 正 勝
3 番	市 川 雄 次	4 番	池 田 好 隆
5 番	宮 崎 信 一	6 番	佐 藤 文 昭
7 番	佐々木 正 明	8 番	小 川 正 文
9 番	伊 藤 知	10 番	加 藤 照 美
11 番	佐々木 弘 志	12 番	村 上 次 郎
13 番	菊 地 衛	14 番	佐々木 清 勝
15 番	榊 原 均	16 番	竹 内 賢
17 番	佐 藤 元	18 番	斎 藤 修 市
19 番	佐々木 平 嗣	20 番	池 田 甚 一
21 番	本 藤 敏 夫	22 番	佐々木 正 己
23 番	山 田 明	24 番	竹 内 睦 夫

1、本日の欠席議員（ な し ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	竹内 享一	局長補佐	藤谷 博之
議事調査係長	佐藤 正之	主査	佐々木 美佳

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市長	横山 忠長	副市長	横山 昭
教育長	三浦 博	企業管理者	佐々木 勝利
総務部長	佐藤 好文	市民部長	池田 史郎
健康福祉部長	笹森 和雄	産業部長	岩井 敏一
建設部長	金子 則之	教育次長	小柳 伸光
ガス水道局長	須田 登美雄	消防長	中津 博行
総務部総務課長	齋藤 隆一	財政課長	森 鉄也
税務課長	齋藤 利秀	選挙管理委員会事務局長	佐藤 正記
市民課長	木内 利雄	観光課長	武藤 一男
建設課長	佐藤 家一	都市整備課長	佐々木 義明
教育委員会総務課長	阿部 均	ガス水道局管理課長	佐藤 俊文
消防本部総務課長	阿曾 時秀		

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第1号

平成19年6月5日(火曜日)午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 行政報告
- 第4 報告第1号 にかほ市国民保護計画の報告について
- 第5 報告第2号 繰越明許費の報告について
- 第6 議案第62号 平成19年度にかほ市老人保健特別会計補正予算(第1号)の専決処分の報告及びその承認について(専決第4号)
- 第7 議案第63号 にかほ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第8 議案第64号 にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 第9 議案第65号 にかほ市長寿祝金条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第66号 にかほ市市営住宅条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第67号 にかほ市定住市営住宅条例を廃止する条例制定について
- 第12 議案第68号 にかほ市下水道条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議案第69号 公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の締結について
- 第14 議案第70号 平成19年度にかほ市一般会計補正予算(第2号)

第15 議案第71号 平成19年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第1号）

第16 議案第72号 平成19年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第1号）

第17 議案第73号 平成19年度にかほ市水道事業会計補正予算（第1号）

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第1号に同じ

午前10時00分 開 会

議長（竹内睦夫君） ただいまの出席議員は24人です。定足数に達していますので、会議は成立します。ただいまから平成19年第4回にかほ市議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、17番佐藤元議員、18番斎藤修市議員を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題とします。議会運営委員長の報告を求めます。3番市川雄次議員。

【議会運営委員長（3番市川雄次君）登壇】

議会運営委員長（市川雄次君） おはようございます。

では、会期の日程（案）について御報告いたします。

5月29日火曜日午前10時より議会運営委員会を開催しております。

会期につきましては、6月5日本日より15日までの11日間としております。

6月5日、本日は本会議になります。

6日を休会といたしまして、7日、8日及び11日の3日間が一般質問の本会議となっております。一般質問は、今回14名です。ですので、どうしても2日では足りないということで、3日にしております。人数の配分につきましても、今定例会より、きっちり人数配分をさせていただいて、時間的な制約を勘案しながら、6、6、2の形で実施したいというふうになっておりますので、御理解いただきたいと思います。

12日、本会議で議案質疑等及び委員会となっております。

13日、14日が委員会になりまして、15日が本会議の委員長報告及び採決となっております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 議会運営委員長の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。会期は、議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日より6月15日までの11日間と決定しました。

日程第3、行政報告を行います。これを許します。市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） おはようございます。きょうからの6月定例会、よろしく願い申し上げます。

それでは、最近の市政について報告いたします。

初めに、18年度一般会計の決算見込みについて申し上げます。

歳入が141億1,000万円、歳出が137億3,500万円で、おおよそ3億7,500万円ほどの黒字決算となる見込みでございます。

19年度の課税状況についてでございます。固定資産税の調定額は16億2,100万円で、18年度当初の調定額に比較し1.99%、約3,100万円の増となっております。個人市民税については、所得税から市民税への税源移譲に伴い、大きく変わることになります。調定額が確定している特別徴収分のみ申し上げますが、約7億7,200万円で、18年度当初の調定額に比較し、35.59%、約2億200万円の増となっております。

なお、個人市民税の普通徴収分が確定するのは、6月中旬ころになりますが、20%程度の増となる見込みであります。

滞納整理については、出納閉鎖に向けて、税務課及び各サービスセンターの職員による訪問徴収や電話による催告など、集中的な徴収対策を行ってきたところですが、18年度の未納額は、累計で、市税が1億6,600万円、国民健康保険税が2億1,100万円、総額で3億7,700万円となっております。今後、これらの滞納額については、税務課と市民サービスセンターの職員が一丸となって徴収業務に当たるとともに、県の滞納整理等に係る県職員短期派遣事業などを活用し、徴収率の向上に努力してまいります。

災害発生時の物資確保など、初動応急対策を迅速に行うため、災害時における相互協力に関する協定を締結いたしました。生活物資や食料品の供給協定をマックスバリュ東北株式会社と、道路の仮復旧などの応急措置協定をにかほ市建設業協会と、津波などを想定した一時避難所提供のための協定をTDK株式会社と、それぞれ締結しております。NPO法人コメリ災害対策センターとも、応急資材や日用品の供給協定を結ぶための準備を行っているところであります。

また、平成7年に旧象潟町と山形県遊佐町との間に締結した非常災害時等における相互応援に関する協定の見直しを行い、改めて協定を締結することとして協議を進めております。

羽後交通株式会社より、バス路線馬場・院内線を20年3月末で廃止したい旨の協議がありました。この路線は、欠損額の8分の1を県が、8分の5を市が、8分の2を事業者（羽後交通）が負担する補助路線であります。事業者が負担すべき8分の2までも市が肩がわりをして、維持・存続して

きた路線であります。利用者数に改善の兆しが見えない中では、営業努力にも限界があり、たとえ補助金のかさ上げがあったとしても、これ以上の維持・存続は不可能というのが羽後交通側の主張であります。

今後は、道路運送法の規定に基づき、市の地域公共交通会議、県的生活交通対策ブロック協議会での協議と、廃止のための手続が進められることとなります。

にかほ市としては、間もなく立ち上がる、にかほ市地域公共交通検討委員会の協議の中で、市全体の公共交通のあり方を、さまざまな角度から検討をしながら、今回の廃止によって影響を受ける地域の交通のあり方についても検討をしてみたいと考えております。

国民健康保険税についてであります。さきの議会全員協議会でも御説明申し上げましたが、20年度からの税率統一に向けて、公平性を図るために、19年度の決算見込みで、被保険者1人当たりの繰越額がほぼ同額となるように調整する必要があります。19年度に限り、金浦・象潟地区の均等割額を引き下げる条例改正案を今定例会に提案しておりますので、よろしくお願いします。

後期高齢者医療広域連合の臨時議会が3月27日に招集され、副広域連合長には、能代市長と井川町長が、議長には、大仙市議会議長、副議長には羽後町議会議長が選任されております。広域連合の19年度当初予算は3億7,000円で、うち市町村からの負担金は2億3,000万円となっております。

4月1日現在におけるにかほ市の高齢化率は27.2%で、さらに高齢化が進んでいる現状にあります。全高齢者7,930人のうち、介護保険認定者は1,168人で、うち施設介護サービス利用者が277人、内訳といたしまして、介護老人福祉施設158人、介護老人保健施設119人、そして、居宅介護サービスと地域密着型サービス利用者が639人となっております。

今後とも、地域包括支援センターを介護予防の拠点として位置づけ、できる限り介護状態とならないように予防対策に努めてまいります。

T D K 独身寮の建設計画についてであります。秋田地区への社員の増配置に伴い、京田工場跡地約1万4,000平方メートルに、4階建てのアパート形式で120戸、駐車場200区画とする独身寮の建設を計画していると、T D K 株式会社から説明がありました。ことしの夏ごろに着工し、来年の3月の完成、4月からの入居を予定していると伺っております。市としても、全面的に協力する旨を伝えたところであります。

Jリーグ横浜F Cのサマーキャンプの招致についてであります。横浜F Cが国内キャンプ地を探しているとの情報を得て、本年の1月から招致の働きかけを行ってまいりましたが、過日、キャンプ地をにかほ市に内定したとの連絡がありました。期間は、7月24日から8月2日までの10日間の予定であります。キャンプの招致によって、マスメディアなどを通して、にかほ市の情報が広く全国に発信されるほか、交流人口の拡大や、観光を初めとする各産業の振興など、地域経済への波及効果が高まることに期待しているところでございます。また、受け入れ態勢を構築して準備を進めるために、5月23日には、商工会や観光協会など民間7団体による招致実行委員会を立ち上げました。今後、ファンとのふれあいパーティー、スポーツ講演会、少年サッカー教室、T D K サッカークラブとのトレーニングマッチなどのイベントの計画や準備、運営などを行うこととしております。今定例会に、招致実行委員会への補助金を予算計上しておりますので、よろしくお願いします。

にかほ市自治基本条例の策定についてであります。3月28日に、市民委員7名、団体推薦委員6名による、にかほ市自治基本条例策定検討委員会が発足しました。これまでに3回の委員会を開催し、方向性や進め方などを中心に検討作業が進められております。

自治基本条例は、自治の運営に関する基本事項を定めるものであるため、議会に関する事項にも触れることになることから、議会からも検討の段階から参画してもらいたいとの意見があり、先日、議長に対し、2名の委員の推薦をお願いしたところであります。

本年度の敬老式は、秋田わか杉国体開催などの関係もあり、7月に実施します。対象者は、昭和8年4月1日以前に生まれた75歳以上の方で、男性1,530人、女性2,773人、計4,303人となっております。

土地改良区の合併については、15年7月に統合整備推進協議会が設立され、協議を重ねてきましたが、4月1日に秋田県知事より合併認可があり、にかほ市土地改良区として発足いたしました。組合員数は2,226人、面積は2,702ヘクタールとなります。

奈曽川、川袋川、象潟川では、毎年、サケの稚魚を放流しておりますが、ことしは大沢川も含め、市内の全小学校の児童383名が、体験学習として20万匹の稚魚を放流しました。また、秋田県漁協・南部総括支所では、アワビの種苗57万9,200個、ハタハタの稚魚10万匹を放流し、育てる漁業の振興に努めております。

5月12日に、TDK株式会社の澤部会長、伊藤副社長の出席のもと、金浦・赤石地区において、ゆり海岸林再生プロジェクトの記念碑除幕式と記念植樹が行われました。当日は、市民やTDK関係者など180名が参加し、20アールに1,000本のクロマツを植樹しました。海岸林再生事業については、現在、国道7号沿線の枯れ松、1,300立方メートルの伐倒が行われており、今後は、植林地の下刈り等の保育を実施してまいります。

にかほ市平沢字中谷地地内に出店予定のスーパーマーケット・ビックフレックにかほ店については、売り場等店舗面積が1,000平方メートルを超えることから、県から権限移譲になった大規模小売店舗立地法に関する届け出事務の対象となり、市に対し出店計画概要書が提出されております。現在、県の助言を受けながら、事前協議を行っているところです。計画概要書によれば、敷地面積は1万3,285平方メートル、店舗面積は1,757平方メートルで、計画駐車台数は198台、開店予定は来年1月となっております。また、設置者は湯沢市に本店がある有限会社中央市場となっております。

5月20日から21日までの1泊2日の日程で、にかほ市ふるさと宣伝大使13名と、全国ふるさと大使連絡協議会に加盟している他団体の大使5名の一行18名が本市を訪問しました。全国にかほ市を宣伝するためには、まず自分たちがにかほ市を知らなければならないと、自費での視察となったものであります。観光スポットを中心に市内各地を精力的に視察され、本市の魅力を存分に堪能されました。また、貴重なアドバイスなどもいただいたところであり、今後の大使の活躍が、にかほ市の情報発信とPRに大きな力になるものと期待しております。

昨年に引き続き、6月から9月までの期間、軽装で仕事をするクール・ビズを実施します。ノーネクタイ・ノー上着の軽装で仕事をすることによって、事務室内の冷房温度を抑え、省エネルギー

につなげ、地球温暖化防止に寄与したいと考えております。

財団法人にかほ市開発公社及びにかほ市観光開発株式会社の運営状況についてであります。「ねむの丘」の利用状況は、暖冬などが大きく貢献し、入浴者数は前年対比 6.5%の増、純売上額は前年対比 11.3%の増となっております。「はまなす」は、会社関係の連泊利用者の減などにより、入浴や宿泊の利用料は前年対比 1.3%の減、純売上額は前年対比 6%の減となっております。

今後も、誘客セールスなどを多角的に展開し、経常経費の節減を図りながら、経営の健全化に努めてまいります。

ゴールデンウィーク中の観光客の入り込み状況は、比較的天候にも恵まれたことや、JFLサッカーリーグが開催された効果もあり、主な観光スポットでは、前年対比 8.5%増の 12 万 7,000 人となっております。

市町村合併推進体制整備費補助金で行う稲倉山荘建設工事についてであります。さきの議会全員協議会でも御説明申し上げましたが、過酷な自然環境の中で、将来にわたるメンテナンスの容易さと、建設コスト面などを考慮し、延べ床面積 556 平方メートルの木造平屋建てとしております。工事の発注については、それぞれの専門的な分野と、建築業に関する社会的情勢を考慮して、建物本体、機械設備、電気設備の工事に分けて 5 月 21 日に入札を行い、工期を 10 月 31 日として契約を締結しております。

秋田わか杉大会リハーサル大会、北海道・東北地区障がい者スポーツ大会、サッカー競技が、6 月 10 日にTDK秋田総合スポーツセンターにおいて開催されます。この大会は、国体後に開催される秋田わか杉大会第 7 回全国障がい者スポーツ大会のブロック予選会となるもので、地元秋田チームのほか、北海道・東北地区から 5 チーム約 100 人の選手が参加し、熱戦が展開されます。市民挙げての声援で大会を盛り上げていただくよう、御協力をお願いします。

象潟中学校建替事業の校舎棟工事の進捗状況は約 40%となっております。今後は、本体工事の進捗状況に合わせて、機械設備、電気設備の工事と進んでまいります。20 年 1 月末日の工期に向けて、順調に推移しております。また、グラウンドとテニスコートの整備については、間もなく発注する予定です。

仁賀保中学校建替事業については、造成工事測量設計の完了後に、造成工事と基本設計委託などに係る予算を補正計上してまいりますので、よろしく申し上げます。

5 月 30 日に開催したスポーツイベントのチャレンジデー2007 は、人口規模がほぼ同じ自治体同士が、一日にスポーツや運動をした住民の参加率を競うイベントです。これまでは、金浦地区として参加・開催していたものを、ことしは市全域で開催しました。結果は、参加者 9,316 人、参加率 31.9%でした。対戦相手の福島県会津坂下町は、参加率 62.7%で、残念ながら勝利はできませんでしたが、年齢・性別を問わず、多くの市民が気軽に運動やスポーツを楽しんだイベントとなりました。

ガス事業については、高カロリー化が実現し、クリーンエネルギーとしてのイメージアップも図られております。国の地球温暖化防止施策の後押しもあり、民間企業が油類から天然ガスへの切りかえを進めており、ガス使用の申し込み件数も増加しております。そのため、現状の製造設備では対応が困難なことから、製造設備の増設を計画しており、今定例会に補正予算を計上しております。

ので、よろしく申し上げます。

水道事業については、県道仁賀保矢島館合線と市道に埋設されている水道管が、日沿道の整備工事の支障となるため、迂回のための仮設工事を行います。今定例会に補正予算を計上しておりますので、よろしく申し上げます。

市町村合併推進体制整備費補助金対応の消防緊急通信指令施設整備工事は、4月12日に入札を行い、4月27日に工事が完成しております。高規格救急自動車と高度救命資機材については、4月20日に入札を行い、9月28日を納期として契約を締結しております。

以上で市政報告といたします。

議長（竹内睦夫君） これで行政報告を終わります。

日程第4、報告第1号にかほ市国民保護計画の報告について及び、日程第5、報告第2号繰越明許費の報告についての2件、並びに日程第6、議案第62号平成19年度にかほ市老人保健特別会計補正予算（第1号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第4号）から、日程第17、議案第73号平成19年度にかほ市水道事業会計補正予算（第1号）までの12件、計14件を一括議題とします。

朗読を省略しまして、当局から提案理由の説明を求めます。市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それでは、今定例会に提出しております議案の要旨について御説明を申し上げます。

報告第1号にかほ市国民保護計画の報告についてでございます。にかほ市国民保護計画の策定については、市町村モデル計画を基本として、秋田県国民保護計画との整合性を図りながら、県と協議を進めてまいりましたが、3月29日に協議が調いましたので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、通称国民保護法第35条第6項の規定により報告するものでございます。

報告第2号繰越明許費の報告についてでございます。平成18年度にかほ市一般会計で、繰越明許の議決をいただいた鳥海山観光施設整備事業及び消防施設整備事業の2件、並びに平成18年度にかほ市公共下水道事業特別会計予算で、繰越明許費の議決をいただいた公共下水道事業について、議決をいただいたとおりの繰越計算書となりましたので、報告いたします。

議案第62号平成19年度にかほ市老人保健特別会計補正予算（第1号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第4号）でございます。

平成18年度にかほ市老人保健特別会計の歳入歳出差し引き額が3,471万497円の歳入不足となったため、地方自治法の規定に基づき、繰り上げ充用を行い、専決処分をしたもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,818万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億5,453万円と定めたものでございます。

次に、議案第63号にかほ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律が平成19年3月31日に施行されたことに伴い、選挙執行時における選挙長や投

票管理者、立会人等の日額報酬を改める必要があるため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第 64 号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてでございます。国民健康保険法施行令及び地方税法施行令の一部を改正する政令が平成 19 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、基礎課税額に係る限度額が「53 万円」から「56 万円」に引き上げられたこと、並びに平成 20 年度から、税率の統一に向けて各地域の被保険者 1 人当たりの繰越額の公平性を図るため、平成 19 年度に限り金浦・象潟地域の被保険者均等割額の引き下げを行うため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第 65 号にかほ市長寿祝金条例の一部を改正する条例制定でございます。敬老祝金支給に係る時期的、あるいは社会的な不公平感をなくすため、満 100 歳以外の長寿祝金の対象者の基準日及び支給日を整備すること、また、本市以外の社会福祉施設等で満 100 歳を迎えられる人を新たに長寿祝金の対象者とする事で、長年郷土の発展に尽力されました高齢者に対して、より敬老の意を表すために条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第 66 号にかほ市市営住宅条例の一部を改正する条例制定についてでございます。象潟地域内の入道島団地 349 号が全焼したことにより、戸数を「8 戸」から「7 戸」に改めること、また、金浦地域内の塩焚浜団地の木造住宅の老朽化が激しく、退去を機会に用途廃止するため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案第 67 号にかほ市定住市営住宅条例を廃止する条例制定でございます。金浦地域内において、合併前に民家を購入し、定住市営住宅として賃貸してまいりましたが、用途を廃止するため、条例を廃止しようとするものでございます。

議案第 68 号にかほ市下水道条例の一部を改正する条例制定でございます。下水道法施行令の一部を改正する政令が平成 18 年 12 月 11 日に施行されたことに伴い、下水の排出基準の一部を改める必要があるため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第 69 号公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の締結についてでございます。公共下水道の供用開始以来、下水道面整備の新築に伴い、宅内水洗化も順調に推移し、汚水量が増加していることから、象潟地区及び仁賀保地区の汚水を円滑に送水するため、揚水能力向上を目的とした矢妻・平沢両中継ポンプ場の建設を日本下水道事業団に委託するに当たり、協定を締結しようとするものでございます。

議案第 70 号平成 19 年度にかほ市一般会計補正予算（第 2 号）でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ 9,957 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 139 億 9,005 万 6,000 円と定めるものでございます。

歳入の主なものとしては、国庫補助金として市町村合併推進体制整備費補助金 5,000 万円、平成 18 年度からの繰越金として 3,722 万 7,000 円などであります。

歳出の主なものとしては、都市計画マスタープランの作成業務委託として 1,200 万円、生活道路の整備のための市道整備事業費として 3,000 万円を計上しております。また、後期高齢者医療制度システム構築事業を国庫補助の決定を受けて行うとともに、Ｊリーグ横浜ＦＣキャンプ招致実行委

員会への補助、児童生徒学校生活サポート支援員の増員などのための事業費を計上したものでございます。

次に、議案第71号平成19年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第1号）でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ250万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億6,704万7,000円と定めるものでございます。補正の主な内容は、議案第70号でも触れましたが、後期高齢者医療制度システム構築事業の国庫補助の決定を受けて行う事業費を計上したものであります。

議案第72号平成19年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第1号）でございます。資本的収入及び支出について、資本的収入の予定額に1億円を追加し、資本的収入の総額を1億1,893万8,000円とし、また、資本的支出の予定額に1億7,000万円を追加し、資本的支出の総額を2億8,812万7,000円とするものであります。

支出につきましては、現在の都市ガス製造所は、民生用のガス使用量をもとに建設いたしましたことが、TDK関連企業等から都市ガスの使用申し込みがあり、現在の施設では使用ピーク時に不足になることから、LNGサテライト基地増設事業の工事費を計上したものでございます。

議案第73号平成19年度にかほ市水道事業会計補正予算（第1号）でございます。資本的収入及び支出について、資本的収入予定額及び資本的支出予定額にそれぞれ5,028万1,000円を追加し、資本的収入の総額を8,122万2,000円とし、また、資本的支出の総額を3億2,527万2,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、日本海沿岸東北自動車道の建設に伴い、水道管の移設を国土交通省から要請されており、本工事を行うまでに仮設する水道管の工事費などを計上したものでございます。

以上でございますが、補足説明については担当部課長が行いますので、よろしく御審議をいただき、可決決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（竹内睦夫君） 所用のため10時50分まで休憩します。

午前10時39分 休憩

午前10時50分 再開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これからそれぞれの議案に対する担当部長の補足説明を行います。

初めに、報告第1号及び報告第2号について、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 報告1号にかほ市国民保護計画についての補足説明をいたします。

初めに、計画策定の基本的事項について御説明いたします。

1つ目としては、総務省、消防庁において策定された市町村国民保護モデル計画を基本とし、秋田県国民保護計画及び現在策定中のかほ市地域防災計画との整合性を図り、策定しております。

2つ目は、本計画の策定に当たっては、緊急対処事態取り扱いについて、モデル計画においては、第5編として独立し、武力攻撃事態への対処に準じて行うことと定めておりましたが、準用事項を明確にするため、それぞれの定めにおいて記載しております。この手法は、秋田県国民保護計画と同様であり、括弧書きで表記しております。

次に、総合調整連絡組織の設置であります。国からの対策本部設置の指定がない場合であっても、市長の判断により、総合調整連絡組織である緊急事態対策部及び緊急事態連絡部の体制を整備することとしております。職員の参集基準等について定めているとこととでございます。

次に、計画について説明いたしますが、本計画は第1編から第4編までの構成となっております。また、別冊の資料編を添付してございます。

内容の詳細については割愛させていただき、各編の要点を説明することで報告とさせていただきます。

最初に、第1編「総論」でございます。1ページから17ページになります。ここでは、住民の生命、身体及び財産を保護するため、国民保護措置に係る市の責務や基本方針、市の計画が対象とする事態等を定めております。

第1章では、市の責務、計画の位置づけ、構成等について記載しております。市の責務としては、武力攻撃事態等（緊急対処事態）において、国民保護法、市の国民保護計画に基づいて、国民の協力を得ながら、他の機関と連携協力した国民保護措置（緊急対処保護措置）の総合的な推進を定めております。

第2章では、国民保護措置（緊急対処保護措置）に関する基本方針について、基本的人権の尊重を初め8項目を定めております。

第3章では、関係機関の事務又は業務の大綱等。

第4章では、市の地理的、社会的特徴。

第5章では、市の国民保護計画が対象とする事態について記載されております。これについては、県の国民保護計画において想定されている事態を対象としております。武力攻撃事態につきましては、着上陸侵攻、弾道ミサイル攻撃、ゲリラや特殊部隊による攻撃、航空攻撃を対象としております。緊急対処事態につきましては、1つ目として、多数の人が集まる施設及び大量輸送機関等に対する攻撃。事態例としては、大規模集客施設、ターミナル 駅などの爆破などがございます。2つ目は、危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃。事態例としては、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破などあります。3つ目は、多数の人を殺傷する特性を持つ物質等による攻撃。事態例としては、放射性物質を混入させた爆弾等の爆発、生物剤や化学剤の大量散布などがございます。4つ目は、破壊の手段として交通機関を用いた攻撃。事態例としては、航空機による自爆テロなどがございます。

次に、第2編は、平素からの備えや予防でございます。19ページから43ページになります。

ここでは、避難、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）への対処や救援など、国民保護措置（緊急対処保護措置）についての確かつ迅速に行うための平素からの備えを定めております。

第1章では、市における組織・体制の整備として、各部局の平素の業務、職員の参集基準等につ

いて定めております。

第2章では、避難、救援及び武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）への対処に関する平素からの備えについて、避難や救援に関する基本的な事項を定めております。

第3章では、物資及び資材の備蓄、整備についてです。

第4章では、国民保護に関する啓発について記載されております。

次に、第3編、武力攻撃事態等（緊急対処事態）への対処についてであります。44ページから99ページになります。

ここでは、政府による対処基本方針が定められてから廃止されるまで市が実施する国民保護措置（緊急対処保護措置）としての次の11の対処活動について定めております。

第1章では、初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置について、武力攻撃事態等（緊急対処事態）の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために初動体制を定めております。

第2章では、市の対策本部（市緊急対処事態対策本部）の設置をする場合の手順や機能について定めております。

第3章では、関係機関相互の連携として、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項を定めております。

第4章では、警報及び避難の指示等として、警報の伝達、避難住民の誘導について定めております。

第5章では、救援について。救援の実施、関係機関との連携及び救援の内容について定めております。

第6章では、安否情報の収集・提供を行うに当たっては、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、必要な事項を定めております。

第7章では、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）への対処について、活動時の安全を確保しながら関係機関との連携のもとで活動を行う必要性及びみずからの判断による退避の指示や警戒区域の設定を行う必要があることなどについて定めております。

第8章では、被災情報の収集及び報告。

第9章では、保健衛生の確保その他の措置。

第10章では、国民生活の安定に関する措置。

第11章では、特殊標章等の交付及び管理について記載しております。

次に、第4編、復旧等であります。101ページから103ページになります。

武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）が発生した場合には、安全を確保の上、管理する施設及び設備の被害状況の緊急点検の実施や、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先とした応急復旧について定めております。また、市が管理する施設やライフラインの応急復旧のための措置において、国や県との連携した本格的な復旧についても定めております。

第1章では、応急の復旧について。

第2章では、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）の復旧について。

第3章では、国民保護措置(緊急対処保護措置)に要した費用の支弁等について定めております。最後に、別冊の資料編をごらんください。

資料編では、第1に、実施体制に関する資料として、1ページから10ページまで、関係機関の連絡先や自主防災組織に関する資料を掲載しております。

第2に、避難・退避に関する資料として、22ページから28ページまで、輸送網及び輸送力について記載しております。

第3に、武力攻撃災害(緊急対処事態における災害)への対処に関する資料として、29ページから35ページまで、生活関連等施設及び消防等に関する資料を掲載しております。

第4に、救援に関する資料として、53ページから77ページまで、救援の原則や収容施設及び食品の供与についての資料を掲載しております。

第5に、安否情報に関する資料として、安否情報の収集・提供に関する資料を78ページから90ページに掲載しております。

以上で説明を終わりますが、本計画については、7月以降に印刷製本し、議員の皆様を初め関係機関へ配付する予定でございます。また、計画のダイジェスト版も同時に作成し、よりわかりやすいものにして、市内全戸に配布する予定であります。さらに、ホームページ上でも公開し、市民への公表をしたいと思っております。以上でございます。

次に、報告第2号の繰越明許について補足説明いたします。

一般会計の鳥海山観光施設整備事業は、稲倉山荘建設工事が発注しておりますので、発注率は約75%でございます。また、消防施設整備事業についても、約75%が発注済みとなっております。公共下水道事業特別会計の公共下水道事業の進捗率は、5月末現在において約80%となっております。以上で終わります。

議長(竹内睦夫君) 次に、議案第62号に対する補足説明を、市民部長。

市民部長(池田史郎君) 議案第62号平成19年度にかほ市老人保健特別会計補正予算(第1号)の専決処分の報告及びその承認についての補足説明をいたします。

初めに申し上げますが、老人保健特別会計は、当年度の支払基金交付金、国庫負担金等の収入は、前々年度実績による概算交付であり、その交付金の過不足分は翌年度に精算されることになっております。平成18年度の老人保健特別会計は、国庫負担金3,604万9,000円、県負担金213万3,000円の歳入不足となり、歳入歳出差引歳入不足額が3,471万497円となったため、地方自治法施行令第166条の2の規定に基づき、翌年度の歳入を繰上充用して処理しなければならず、平成19年度老人保健特別会計補正予算(第1号)の専決処分を行ったものでございます。

初めに、歳入であります。6ページをごらんください。2款1項1目2節の過年度分3,604万9,000円は、国庫負担金の平成18年度の不足分でございます。

3款1項1目2節の過年度分213万3,000円は、県負担金の平成18年度の不足分でございます。国と県合わせた3,818万2,000円の歳入補正となっております。

次に、7ページの歳出であります。2款1項1目23節の償還金115万9,000円は、平成18年度精算分として支払基金に戻すためのものであります。

2 款 2 項 1 目 28 節の一般会計繰出金 231 万 2,000 円は、これも平成 18 年度の精算分として一般会計に戻すものであります。

4 款 1 項 1 目 22 節の前年度繰上充用金 3,471 万 1,000 円は、初めに申しあげましたとおり、平成 18 年度の歳入歳出差引額が 3,471 万 497 円の歳入不足となるため、平成 19 年度予算から繰上充用して処理するためのものでございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 次に、議案第 63 号に対する説明を、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 議案第 63 号にかほ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についての補足説明をいたします。

最近における公務員給与の改定などを踏まえ、国会議員の選挙の投票所の経費、開票所の経費などの基準額の改定に伴うものでございます。改定額は別表のとおり、それぞれの日額報酬を 100 円ずつ引き下げるものでございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 次に、議案第 64 号に対する補足説明、市民部長。

市民部長（池田史郎君） それでは、議案第 64 号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について補足説明いたします。

9 ページをごらんください。1 点目は、第 2 条第 2 項及び第 13 条第 1 項中「53 万円」を「56 万円」に改めるものであります。これは、国保の中間所得層世帯への過度な負担とならないよう、所得の動向等を勘案し、基礎課税額の限度額見直しを行った結果、国民健康保険法施行令及び地方税法施行令が一部改正され、基礎課税額に係る限度額が引き上げられたため改正するものであります。

次に、附則に 2 項を加える改正であります。1 つ目の附則第 19 項については、合併により不均一課税は平成 19 年度末までとされており、平成 20 年度に繰り越される繰越金は、現在の税率では、仁賀保が 1 億 4,400 万円余り、金浦が 9,000 万円余り、象潟が 2 億 1,100 万円余りと見込まれ、被保険者 1 人当たり繰越額は、仁賀保が 3 万 5,610 円、金浦が 4 万 6,901 円、象潟が 4 万 4,055 円と差が生じることが現時点での推計で予想されます。各地域ごとの 1 人当たり繰越額は、ほぼ同じになることが望まれることから、被保険者 1 人当たり繰越額の公平性を図るため、平成 19 年度に限り、金浦地域の被保険者均等割額を「26,000 円」から「15,000 円」に 1 万 1,000 円引き下げし、また、象潟地域被保険者均等割額を「29,000 円」から「20,000 円」に 9,000 円引き下げして、被保険者 1 人当たり繰越額がほぼ同じになるよう調整を図るため改正するものでございます。

【「引き下げだ」と呼ぶ者あり】

市民部長（池田史郎君） すみません。9,000 円引き下げして — 被保険者、象潟地区、9,000 円引き下げして、被保険者 1 人当たり繰越額がほぼ同じになるよう調整を図るため改正するものであります。（該当箇所訂正済み）

2 つ目の附則第 20 項については、1 つ目の附則第 19 項により、金浦、象潟地域の被保険者均等割額が引き下げられることに伴い、被保険者均等割額の 7 割、5 割、2 割の軽減措置による減額の額も改める必要があることから、あわせて改正するものでございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 次に、議案第 65 号に対する補足説明、健康福祉部長。

健康福祉部長（笹森和雄君） それでは、議案第 65 号にかほ市長寿祝金条例の一部を改正する条

例制定について補足説明いたします。

現行の条例では、支給対象者を1月1日から12月31日までに、年齢が満80歳、満85歳、満90歳に達した方で、敬老式の当日に生存している方を対象としておりました。しかし、現在のところ、すべての地区において敬老式を同日に開催することは不可能であるために、支給する日について不平等が生じておりました。このような不平等感を解消するために、対象者を、国民の休日でありませ敬老の日を基準日と定めまして、この日に生存している方を対象とすることに改正するものであります。

なお、基準日以後に行われる敬老式までの期間を支給期間と定めまして、この間に不幸にしてお亡くなりになった方につきましては、遺族の方に差し上げるものであります。

また、過去において10年間にわたり、にかほ市に住民登録されたことがあり、満100歳に達した誕生日現在におきまして、事情により、にかほ市以外の社会福祉施設へ入所している方も支給対象にしようということで改正するものであります。以上であります。

議長（竹内睦夫君） 暫時休憩します。

午前11時15分 休憩

午前11時16分 再開

議長（竹内睦夫君） 再開します。

次に、議案第66号から議案第69号に対する補足説明、建設部長。

建設部長（金子則之君） 議案第66号にかほ市市営住宅条例の一部を改正する条例制定についてを補足説明いたします。

象潟地区の入道島団地、昭和52年度建設の349号室であります。平成17年の9月8日に電気器具の漏電により火災で全焼したため、条例、別表1の入道島団地、昭和52年度建設年度の「8戸」を「7戸」に改めようとするものであります。

また、昭和36年度に建設した金浦地区の塩焚浜団地の1戸、16.3坪ありますけれども、これが老朽化しておりましたので、入居者の退去を機会に用途廃止し、解体、撤去するため条例の一部を改正しようとするものであります。1戸のみの団地でありましたので、塩焚浜団地はなくなることになります。

続いて、議案第67号にかほ市定住市営住宅条例を廃止する条例制定について説明いたします。

金浦地区の一般住宅1戸を購入し、平成14年の5月から定住住宅として賃貸してきましたけれども、入居者が退去したことから、長期の安定した居住の支援と地区の活性化を図る観点から、用途廃止し、売却しようとするものであります。建築年度は平成元年で、宅地が74坪、家屋が木造かわらぶき2階建て。1階が52平米、2階が58平米、合わせまして110平米あります。坪数といたしまして33.56坪でございます。

市営住宅は現在354戸ありますが、先ほどの入道島団地、塩焚浜団地、定住の団地それぞれ減じ

ますと 351 戸になります。

続いて、議案第 68 号にかほ市下水道条例の一部を改正する条例制定について補足説明いたします。

下水道法施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、関係する本下水道条例第 10 条の規定で「別表 1 に定める基準に適合しない下水を継続して排除して、公共下水道を使用する者は除外施設を設け又は必要な措置をしなければならない」としているが、その別表に定める基準の 1 つである亜鉛及びその化合物の排出基準を 1 リットル当たり「5 ミリグラム」から「2 ミリグラム」に改めるものであります。これは水生生物の保全を図る観点から、水質汚濁に係る環境基準に亜鉛が追加され、公共水域、河川、湖沼、海域の水質を強化したものであります。

18 ページの議案第 69 号公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の締結について説明いたします。

象潟地区の汚水及び仁賀保地区の汚水を円滑に送水するため、象潟幹線が象潟町の仁賀保高校野球場グラウンド北東側に矢妻中継ポンプ場を、同じく仁賀保幹線が平沢小学校北側旧浄化槽跡地に平沢中継ポンプ場を建設するものであります。

概算額としましては、矢妻中継ポンプ場に 4 億 8,600 万円、平沢中継ポンプ場に 4 億 9,400 万円としまして、基本協定額の 9 億 8,000 万円を日本下水道事業団に委託するため、基本協定を締結しようとするものであります。今回基本協定で委託します施設は、矢妻・平沢中継ポンプ場とも、土木建築、機械設備、電気設備等一式を含むものであります。完成予定年度は 21 年度としております。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、議案第 70 号一般会計補正予算中の歳入についての総務部に関することは総務部長の補足説明。総務部長。

総務部長（佐藤好文君） それでは、平成 19 年度にかほ市一般会計補正予算（第 2 号）についての総務部関係の歳入について主なものを御説明します。

7 ページをお開きください。14 款 2 項 5 目総務費国庫補助金 5,000 万円は、さきの議会全員協議会で御説明いたしました平成 19 年度の合併補助金でございます。

7 ページから 8 ページの 15 款 3 項の委託金の字界事務委託金など事務委託金 5 件は、県からの権限移譲に伴うものでございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 次に、市民部に関することは、市民部長。

市民部長（池田史郎君） それでは、市民部関係の歳入の御説明を申し上げます。

7 ページをごらんいただきます。14 款 2 項 1 目 4 節老人福祉費補助金 414 万 8,000 円は、後期高齢者医療制度準備補助金として、国が定める基準額の 2 分の 1 の補助があるものでございます。

15 款 3 項 1 目 1 節総務管理費委託金 73 万 3,000 円のうち、人権啓発活動地方委託金 69 万 3,000 円は、人権擁護活動として、にかほ市の男女共同参画講演会並びに人権の花運動が認められたために交付されるものであります。

次に、8 ページ、15 款県支出金 3 項 3 目衛生費委託金 12 万円は、消費生活関係事務及び公害対策事務の一部の県からの権限移譲に伴う補正でございます。

18 款 1 項 1 目 1 節老人保健特別会計繰入金 231 万 2,000 円は、先ほどの老保の補正とも関連しますが、平成 18 年度における一般会計から老人保健特別会計への繰入額の精算によるもので、繰り入れした額が多かったため、その分を戻すものでございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 次に、健康福祉部に関することは、健康福祉部長。

健康福祉部長（笹森和雄君） それでは、健康福祉部所管の歳入の主なものを御説明いたします。

7 ページをお開きください。15 款 2 項 2 目の民生費県補助金 4 節の社会福祉費補助金 68 万 2,000 円は、障害者自立支援法施行円滑化事務等特別支援事業補助金であります。これは、障害者自立支援給付支払システム等の開発改修等の経費に対する補助金でありまして、補助割合は 10 分の 10 であります。

8 ページをお開きください。15 款 3 項 2 目の民生費委託金 1 節の社会福祉費委託金 4 万円は、障害者福祉関係事務委託金でありまして、身体障害者相談員及び知的障害者相談員の県からの権限移譲推進交付金であります。

同じく 3 目の衛生費委託金 2 節の保健衛生費委託金 4 万円は、低体重 — 体重の低い子供さんの届け出の受理と、未熟児の保護者への訪問指導事業に係る県からの権限移譲推進交付金であります。以上です。

議長（竹内睦夫君） 次に、産業部に関することは、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 産業部関係であります。

7 ページの中段になりますけれども、15 款 2 項 4 目農林水産業費県補助金であります。目指せ元気な担い手農業夢プラン応援事業補助金でありますけれども、新たに 1 人の認定農業者がミニトマト用のパイプハウスの施設整備を行いますので、県の補助金分 12 分の 4 と、当初予算に計上しておりましたリンドウ関係の整備事業の精算によりまして 28 万 1,000 円を計上しております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 次に、教育委員会に関することは、教育次長。

教育次長（小柳伸光君） それでは、教育委員会所管の歳入の補正について補足説明いたします。

7 ページですが、14 款 2 項 5 目総務費国庫補助金でございますが — 失礼いたしました。4 目の教育費国庫補助金でございます。これは、釜ヶ台中学校が仁賀保中学校生徒や釜ヶ台の小学校児童とのスポーツ交流活動を行うという、そういうものの事業に対する補助金でございます。

それから、15 款 2 項 7 目教育費県補助金でございます。これは、児童生徒学校生活サポート事業でございますが、支援しなければならない対象児童が新たに 4 月に入学したために、サポート支援員を増員するための補助金でございます。それから、豊かな体験活動推進事業でございますが、これは平沢小学校が行う少年自然の家を通した事業を行うための補助金でございます。それから、ファン・イングリッシュは、象潟小学校が行う英語活動に対する補助金でございます。

次、8 ページでございます。20 款 4 項 6 目の雑入でございます。コミュニティ事業助成金として 210 万円計上してございますが、これは地域のコミュニティづくりのために象潟公民館がアンプやマイク等音響機器を導入するための補助金でございます。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、歳出についてそれぞれの担当の部長から説明を願います。初めに、総務部に関することは、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 歳出の説明に入る前に、繰越金の状況について御説明します。

19 款 1 項 1 目の繰越金、先ほど市政報告で報告ありましたとおり、平成 18 年度一般会計からの繰越金はおおよそ 3 億 7,500 万円を見込んでおります。そのうち当初予算に 8,000 万円を計上しております。今回 3,722 万 7,000 円を補正しますので、これを差し引いた繰越金の残額は約 2 億 5,700 万円となる予定でございます。

9 ページをお開きください。歳出でございます。2 款 1 項 1 目一般管理費の 19 節の補助金は、集会施設整備に係る補助金で、現在、12 地区から集会施設のトイレなどを含む改修についての補助申請があります。既定予算にさらに 300 万円を補正するものでございます。

9 目の企画費 19 節の補助金は、先ほど市政報告にありましたとおり、Jリーグ横浜 F C キャンプ招致実行委員会に対する補助金 300 万円でございます。

11 目交流促進事業費については、男女共同参画事業を県の委託事業として一部、県の委託事業である人権啓発活動事業の一部として講演会を実施することになり、ポスター作成のための予算の組み替えと、講演会委託料として 45 万円を補正するものでございます。

2 款 2 項 3 目地籍調査事業費の委託料は、仁賀保地域の三森地内の高速道路の用地買収に際し、地籍図の修正申し出があり、測量委託料として 180 万円を補正するものでございます。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、市民部に関することは、市民部長。

市民部長（池田史郎君） それでは、市民部関係の歳出について御説明申し上げます。

9 ページでございます。2 款 3 項 1 目戸籍住民基本台帳費 11 節の消耗品 20 万円は、人権の花運動に伴うプリンター、培養土などの購入費用であります。平沢小学校の協力を得まして、周辺にプリンターを設置してもらおう計画であります。印刷製本費 8 万円は、市政説明会において転入者に対するにかほ市の資料の提供をとという要望がありました。現在はとりあえずカラーコピーしたもので対応しておりますが、この資料の作成費用でございます。13 節の委託料 4 万 5,000 円は、人権の花運動の実施に伴う人権啓発看板の設置委託料でございます。

次に、10 ページでございます。2 款 7 項 3 目では、安全安心まちづくり条例に基づく協議会委員の報酬及び費用弁償、また、11 節修繕料 85 万円は、金浦地区の街灯 169 基の落下防止対策の補正でございます。

3 款 4 項 3 目 13 節委託料の 2,872 万 7,000 円は、平成 20 年度から後期高齢者医療制度がスタートすることに伴い、事務処理に係るコンピューターシステム改修のための補正でございます。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、健康福祉部に関することは、健康福祉部長。

健康福祉部長（笹森和雄君） それでは、健康福祉部関係の歳出の主なものを御説明いたします。

10 ページをお開き願います。3 款 1 項 3 目の障害者福祉費 13 節委託料 38 万 3,000 円は、障害福祉サービスの支払事務が本年 10 月から国保連合会に委託されるために、全国共通の支払いシステムを構築するための障害者自立支援給付支払システム変更のための委託料 68 万 3,000 円の増額をお願いしております。

それから、その下の手話通訳者の設置事業委託料 30 万円ですが、4 月から社協で手話通訳者を 1 人雇用してもらいました。この方は秋田市在住の方でありましたが、夜間の緊急時等にも対応できるように、にかほ市内の住宅に単身赴任で常駐してもらっております。当初予算には計上した委託料には住居手当を計上していなかったために、今回月額 2 万 5,000 円の 12 ヶ月分を追加をお願いするものであります。

それから、その下の障害者相談支援事業委託料 60 万円の減額ですけれども、身体障害者相談事業支援事業所として、金浦療護園と 4 月に 240 万円で委託契約を締結いたしましたので、当初予算で計上した 300 万円からの差額を減額するものであります。

それから、同じく 18 節備品購入費 8 万 2,000 円ではありますが、これは障害者自立支援給付支払システム用のパソコンの購入経費であります。

それから、11 ページ、4 款 1 項 5 目の保健センター管理費の 11 節修繕料 10 万円ではありますが、これは象潟保健センターのエアコンの室外機の修繕に係る経費であります。

また、その下の 15 節工事請負費 174 万 3,000 円は、消火ポンプ用蓄電池の更新工事ではありますが、福祉交流センタースマイルの消火栓ポンプ用の蓄電池は平成 4 年に製造されたものでありまして、ひび割れなどの劣化が見受けられます。このようなことから、今後、バッテリーの容量低下によりまして火災時において消火ポンプが作動しなくなる危険性があるということで交換するものであります。以上です。

議長（竹内睦夫君） 次に、産業部に関することは、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 産業部関係について御説明いたします。

6 款 1 項 3 目の農業振興費 19 節でありますけれども、目指せ元気な担い手農業夢プラン応援事業補助金につきましては、歳入で説明いたしました県の補助金に、市のかさ上げ分 12 分の 1 を追加補助するもので、35 万 1,000 円を計上しております。

また、その下の交流協議会補助金 9 万 3,000 円につきましては、浅草地区町内会役員が 8 月下旬に来訪予定ですので、交流を深めるなど、地域間交流や産地直売、グリーン・ツーリズム事業を模索してまいります。

7 款 1 項 2 目商工振興費 19 節の商工会観光振興事業費補助金 80 万円でありますけれども、商工会では、観光モニターツアーの募集や旅行エージェントへの販売促進活動などの事業を計画しております。観光振興における委託事業的要因もありますので、支援をしております。

また、その下の商工会商業部会では、地域活性化や商業振興を目指して、1,000 円につき 1 枚のその場で当たりがわかる遊湯スピードくじを発行する計画を立てておりますので、支援のための補助金 50 万円を計上しております。

7 款 2 項 1 目観光総務費ですが、次のページ、12 ページになります。19 節の現地密着型観光振興事業補助金 80 万円は、現在の観光協会のホームページには、仁賀保、金浦が入っておりません。旧象潟町のみ観光施設とか宿泊施設等の紹介でありますので、にかほ市観光協会としてのホームページの立ち上げの更新に支援をするものであります。

2 目の観光施設費、12 節の手数料、保険料ではありますが、「鶴泉荘」が秋田わか杉国体の宿泊施

設になりますので、手数料では統一料金の5%分に当たる業務支払い手数料20万1,000円、また、保険料では受託物事故の賠償責任保険料4万円を計上しております。そのほかの計上額は、作業用軽トラックの車検費用であります。以上です。

議長（竹内睦夫君） 次に、建設部に関することは、建設部長。

建設部長（金子則之君） 建設部関係について御説明いたします。

8款の土木費です。2項道路橋梁費、1目の道路橋梁総務費です。これは合併推進体制整備費補助金を充当するために財源振替するものであります。

2目の道路橋梁維持費です。11節の需用費26万6,000円ですが、これは道路標識2基を修繕するものであります。15節の工事請負費3,000万円であります。道路改良、道路排水路、転落防止さくなど9カ所を地区要望に係る市道等の整備をするものであります。

4項の都市計画総務費、1目都市計画総務費です。13節の委託料、都市計画マスタープラン作成業務委託料でありますけれども、これは、にかほ市の都市形成の指針となる都市計画マスタープランの考え方、構想を一本化するため作成するものであります。作成は2カ年を予定しておりまして、19年度の作業項目は、市の現況分析、任意意向調査・把握、現状からの課題整理や将来目標の設定、全体構想などの基礎的調査を予定しております。その下の都市公園区域測量業務委託料106万9,000円でありますけれども、これは仁賀保墓地公園の区域変更に係る分筆作業の委託料でございます。

2目のまちづくり交付金事業費です。19節の負担金補助及び交付金3万円でありますけれども、これは、まちづくり交付金情報交流協議会会費ということで、まちづくり交付金を活用している、地域の創意工夫を生かしたまちづくりを推進している、また、検討している地方公共団体が集い、情報交換を行うための組織ということであります。－の会費であります。

5項の住宅費、1目住宅管理費であります。15節の工事請負費71万9,000円ありますが、塩焚浜住宅解体工事ということで、1戸老朽化しているということで用途廃止して解体をするものであります。

建設部関係は以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、教育委員会に関することは、教育次長。

教育次長（小柳伸光君） それでは、教育委員会所管の補正予算、主なものについて補足説明いたします。

13ページ、10款1項4目英語指導助手招致費でございますが、これはALT1名が任期途中で帰国することになったために、それに要する経費を補正したものでございます。

それから、10款2項1目学校管理費、賃金712万9,000円を計上してございます。これは歳入でも説明いたしましたが、生活サポート支援員の増員6名に要する賃金が主なものでございます。

それから、15ページ、10款4項4目象潟公民館費でございます。備品購入費として212万円計上してございます。これは、先ほど説明していただきましたように、コミュニティーづくりのために象潟公民館にアンプ、マイクとか、そういう音響機器を導入するというものでございます。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、議案第71号に対する補足説明を市民部長。

暫時休憩します。

午前 11 時 45 分 休 憩

午前 11 時 46 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 再開します。

議案第 71 号に対する補足説明、市民部長。

市民部長（池田史郎君） 議案第 71 号にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定の補正予算（第 1 号）について補足説明いたします。

6 ページの歳入から御説明いたします。4 款 2 項 1 目 2 節の 250 万円は、後期高齢者医療制度準備事業費補助金として、国の基準額が交付されるものであります。

7 ページの歳出であります。1 款 1 項 1 目 13 節の 813 万 8,000 円は、後期高齢者医療制度システムの構築委託のためのものでございます。

10 款 1 項 1 目の予備費 563 万 8,000 円の減額は、歳入と歳出の差額を財源調整するための補正でございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 次に、議案第 72 号から議案第 73 号に対する補足説明、ガス水道局長。

ガス水道局長（須田登美雄君） それでは、議案第 72 号にかほ市ガス事業会計補正予算であります。

3 ページをお願いいたします。資本的収入及び支出、支出の部でございますけれども、1 款 1 項 1 目 31 節工事請負費 1 億 7,000 万円の補正として計上しております。これにつきましては、現在、民生用を主体とした需要は年間約 220 万立方であります。最大ピーク時の使用量は、過去 3 カ年の実績で 1 時間当たり 1,030 立方となっております。これに対しまして、製造能力は時間当たり 615 立方であり、ピーク時間帯においては不足分を貯蔵タンクの容量にて対応しております。この貯蔵タンクでカバーする時間は 8 時間以上が望ましいとされており、現状では 8.7 時間ということで、カバーできるようになっております。

市長からも説明ありましたけれども、都市ガスの高カロリー化が実施されたこと、また、温暖化対策への取り組み、それに油類の価格の高騰なども重なりまして、都市ガスの産業用の需要が増加してきております。現時点で把握しています 19 年度の増加分の見込みでございますけれども、時間当たりピーク時で約 380 立方となります。これまでの実績と合わせますと 1,410 立方となり、時間当たりの不足分は約 800 立方となります。この不足分を貯蔵タンクの有効容量 3,600 立方で対応するとしますと 4.5 時間分しかもちません。先ほども申し上げましたように、貯蔵タンクでカバーする時間は 8 時間以上が望ましいとされております。かなり厳しい操業を余儀なくされる見込みです。また、今後の需要の拡大もさらに見込めるところもあり、ピーク時も安定した供給を行うためには製造設備の増設が必要ということで、今回計画したものでございます。あくまでもガスの製造設備というのはピーク時間帯に合わせて製造するというのが基本となっておりますので、そういうふう

なことで計画したものでございます。

計画の内容につきましては、現在、LNGの気化器0.5トンを2基設置してありますけれども、これに1トンの気化器を1基増設するものでございます。この気化器の増設に伴いまして、高圧受電盤や、あるいは自家発電機の設置、並びに配管工事等、それらの附帯工事を行うものでございます。現在の黒川のプラント内で工事を行うということになりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、議案第73号にかほ市水道事業会計補正予算であります。

3ページをお願いいたします。資本的支出になります。1款1項1目19節の委託料、並びに36節の工事請負費であります。これらにつきましては、市長のほうからも説明ありましたけれども、日沿道の整備工事に伴う配水管の移設工事であります。平沢字中谷地地内の県道仁賀保矢島館合線と日沿道が交差する部分です。場所としましては、仁賀保の7号線の郵便局から仁賀保高原に向かう道路で、すずらん通りの交差点から約150メートルほど南側といひますか、山側に上った地点、あの付近でございます。また、この県道と西側に平行に走っております市道7609号線、これについても同様でございます。この2路線に、県道につきまして400ミリ、市道に300ミリの配水管が入っております。これらの配水管を日沿道の整備工事の支障にならないように仮設の工事を行うものでございます。

国の補償工事として実施するために、工事費、設計委託費などは国からの負担で行うということになっております。工事時期につきましては9月ごろというふうに言われておりましたけれども、まだ一部用地買収が完了していない部分もあるということでありまして、場合によっては稲刈り後になる部分もあるかと思ひます。配管のルートにつきましては、建設省で買収した用地の中に一時的に仮配管を行うということでありまして、今回の工事はあくまでも本工事を行うまでの仮設管でありまして、本工事時点においては撤去になるというふうな形のもので、仮設工事であります。以上です。

議長（竹内睦夫君） これで各議案の補足説明はすべて終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

午前11時53分 散会